

議案第 9 2 号

八潮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
について

八潮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正する
ものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症に係る作業手当を廃止するとともに、今後、
特定新型インフルエンザ等により生じた作業に従事した職員に対して作業
手当を支給することとしたため、この案を提出するものである。

八潮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

八潮市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この項及び次項」を「特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。以下この項」に改め、「緊急に」を削り、同項第1号中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改める。

附則第3項中「3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業」を「1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であつて、心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の作業に係る作業手当の支給について適用し、同日前の作業に係る作業手当の支給については、なお従前の例による。